



税務調査でチェックされる 「債権と債務②」

週刊税務通信2020年11月30日号No.3632「税務調査を乗り切るポイント」愛知吉隆著より

未払金

未払金は、期末までに物品の納品や役務の提供が完了し債務が確定しているが、支払が行われていないものです。ここでのポイントは2点。**【実際に物品等が納品されたか】****【納品されたものが決算日までに使用されたか】**

①物品等の購入について

取引先からの請求書のみで**納品の事実を証するものが無い場合**は、必要に応じて**取引先に反面調査**を行います。反面調査では取引先に赴き、誰がいつ出荷したのかを**出荷伝票等**で、どのように配送したのかを**自社運送ならトラックや車の配送記録**、運送会社を利用していればその**配送伝票**をチェックし、調査対象会社の**決算日までに納品していたかを確認**します。**納品の事実が無いのに**、相手先に決算期内の日付で納品書や請求書の発行を受け、**損金計上**を行った場合は**重加算税の対象**となります。

②期末の未使用品について

期末に物品を購入し、未使用で残っている場合は**貯蔵品(資産)**となり**損金となりませんが**、**事務用消耗品等で経常的に使用するものは購入時に損金として認められます**(法基通2-2-15)。

調査では、**事務用消耗品等で通常月と比べて「期末の購入量が明らかに多いモノ**」、また、「**前回の購入時から期間の短いもの**」は、正当な理由が無ければ、**問題となりやすい**です。

切手と商品券は、この通達の対象ではないので、**常に期末残は貯蔵品として計上**する必要があります。

③役務の提供について

例えば、**修繕費が未払**になっている場合、修繕が完了していたかどうかを確認するため、「**完了報告書**」「**実際の修繕後の現場写真**」の提示、大規模な修繕等であれば、「**スケジュール表**」、また、修繕の完了が会社側の最終確認(検査等)が要件となっている場合は、その「**検査書**」をチェックします。

追加で修繕がある場合、その内容が**従前のモノ**と「**一体(継続)のモノ**」か、「**別のモノ**」かの**判断**が必要です。

反面調査では、取引先に出向いて、聞き取りを行い、作業員の業務日報、材料等の配送・使用状況、運送記録等をチェックします。

④機械等の購入について

機械代金等の未払がある場合は、**決算日までに納品(設置)の事実**とともに、**事業の用に供したか**がポイントです。減価償却費は、普通償却は少額(月数按分)でも、特別償却であれば高額となります。機械等の事業の方に供した日については、【2020年7月号事務所通信】で紹介しましたので、ご参照ください。

⑤その他

税務上、**原則として未払では損金算入できないもの**のうち、調査で指摘されやすいものは以下の通りです。

・**使用人賞与**(一定の要件に該当すれば損金算入可) ・**右記に係る社会保険料**(右記の要件に該当しても損金算入不可) ・**退職金共済掛金等** ・**寄付金** ・**同業団体の会費** ・**分掌変更等の場合の役員退職金** ・**短期前払費用の特例**

【今月の経営格言】 お客様の不安を現場目線で解消して差し上げるのが、現場第一主義の営業マン。現場とおお客様の橋渡しをしよう。
by 田中敏則 (元積水ハウス営業マン)

「日本一住宅を売っている営業マンの営業の手帳」より